



## 「特設人権心配ごと相談所」の開設について

### 住民課生活保育グループ

特設人権心配ごと相談所が開設されますのでお知らせします。

#### ▼開設日時

12月6日(火)午前10時〜午後

3時まで

#### ▼開設場所

ふれあい健康センター

#### ▼相談員

人権擁護委員

#### ▼相談内容

人権問題、家庭問題、「いじめ」問題をはじめ、近隣関係のいざこざ等の身近な法律問題、その他なんでも結構です。秘密は固く守られます。

#### ▼相談料

無料

### ◇お問い合わせ先

住民課生活保育グループ

(電話 34-2121 内線 412)

### 地デジ受信機購入助成事業のお知らせ

#### 健康福祉課福祉介護グループ

#### ▼事業内容

本年度、地上デジタル放送受信機、もしくは受信機能付きビデオ、テレビを新規に購入した世帯に対して1万円を限度に助成します。但し、平成21年度、平成22年度に助成を受けた方は、該当になりません。

#### ▼対象者

町内にお住まいで、町民税が非課税の次の世帯の方が対象です。  
・65歳以上の単身もしくは、65歳以上の高齢者世帯等  
・障害者手帳の交付者世帯  
・ひとり親世帯  
・生活保護世帯

### ◇お問い合わせ先

健康福祉課福祉介護グループ

ふれあい健康センター内

(電話 34-3955)

### 福寿寮(高齢者等福祉寮) 入居者募集のお知らせ

#### 健康福祉課福祉介護グループ

町では、福寿寮(高齢者等福祉寮)の入居者1名を募集しています。

#### ▼対象者

入居できる方は、町内にお住まいの60歳以上の方で、次のような事情のある方です。

①単身で生活されている方、扶養義務者がいない方、または家庭の事情で家族と同居して生活することが困難な方

②生活環境や住宅の事情から、現在お住まいの住宅で生活が困難な方

### ◇申し込み・お問い合わせ先

健康福祉課福祉介護グループ

ふれあい健康センター内

(電話 34-3955)



### 所得税の予定納税(第2期分)の納付について

所得税の予定納税(第2期分)の納付期間が11月1日〜11月30日までとなっております。

土・日・祝日は、金融機関および税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

#### ▼予定納税とは

前年分の所得税の確定申告に基づき計算した「予定納税基準額」が15万円以上となる場合に、原則としてその約3分の1をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納付する制度です。

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「平成23年分所得額の予定納税額の通知書」が送付されます。

▼インターネットを利用した電子納税について

電子納税の手続きについては、  
e-taxホームページ  
([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))をご覧ください。

### ◇お問い合わせ先

名寄税務署 総務係

(電話 01654-2-2157)

## HIV夜間検査の実施について

名寄保健所ではこれまで毎月定例で一般住民を対象としたHIV検査を行ってきたところですが、12月の「世界エイズデー」に合わせて、夜間検査を実施します。

### ▼実施日時

12月12日（月） 17時～19時

### ▼検査費用

無料

### ▼注意事項

事前予約制（※当日予約なしで直接お越しいただいても受検できません）

匿名受検可能

### ▼実施場所

名寄市東5条南3丁目63番地38

上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所）

### ◇予約・お問い合わせ先

名寄保健所健康推進課保健予防係

（電話01654-3-312

1）（名寄保健所）

（電話01654-3-771

1）（名寄保健所エイズ専用電話）

北海道水資源の保全に関する条例（仮称）に対する、道民の皆さまのご意見を募集します。



北海道の大自然が織りなす水は、人をはじめとした多様な生物の生命の源として、私たちの安全で安心な生活に欠かせないものであり、農業をはじめとした産業を支える重要な資源です。

北海道では、道民のかけがえない財産である水資源を守り、将来にわたって引き継いでいくため、水源周辺の土地について、行政がその所有者情報や取引の実態を把握したうえで、適正な土地利用に誘導していくこと等を内容とした「北海道水資源の保全に関する条例（仮称）」の制定に向け、現在、検討を進めています。

つきましては、このたび、条例素案を取りまとめましたので、皆様のご意見をお寄せください。

### ◇取りまとめ・お問い合わせ先

北海道総合政策部計画推進局土地利用計画グループ

（電話011-204-5178）

## 道民意見提出手続きの意見募集要領

▼条例（案）名称 北海道水資源の保全に関する条例（仮称）素案

▼参考資料の名称 北海道水資源の保全に関する条例（仮称）素案の概要等

▼条例等の案および参考資料の入手方法

①北海道のホームページ（総合政策部計画推進局ホームページ）への掲載

（[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ksk/mizusigen\\_pubcome.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ksk/mizusigen_pubcome.htm)）

②以下の場所での閲覧及び配布

ア 北海道総合政策部計画推進局（土地水対策）（道庁2F）

イ 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター（道庁別館3F）

ウ 各総合振興局および各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー

エ 各総合振興局および各振興局地域政策部地域政策課

▼意見の募集期間 平成23年11月2日（水）～平成23年12月2日（金）

※郵便の場合は当日消印有効

▼意見等の提出方法および提出先

郵送、ファクシミリまたは電子メールにより提出してください。

▼宛先

①郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合政策部計画推進局（土地利用計画グループ）

②ファクシミリ 011-232-1104

③電子メール [sogo.kikaku1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:sogo.kikaku1@pref.hokkaido.lg.jp)

※いただいたご意見は、取りまとめたうえで道の意見とともに公表いたします。